

## 愛媛大学動物実験委員会規程

〔平成16年4月1日〕  
規則第 15 号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学動物実験規則（以下「規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、愛媛大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画書の動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針、規則等への適合性に関すること。
  - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
  - (3) 施設等の状況及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
  - (4) 動物実験等の適正な実施、実験動物の適正な取扱及び関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
  - (5) 関係法令並びに規則の不適合（違反）者に対する実験動物の飼養及び動物実験等の禁止又は中止の勧告に関すること。
  - (6) 自己点検・評価、外部の専門家による検証に関すること。
  - (7) 情報公開に関すること。
  - (8) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。
- 2 委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努める。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干人
  - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干人
  - (3) その他学識経験を有する者 各学部各1人
  - (4) 委員長から推薦された獣医師 若干人
  - (5) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第1号の委員のうち1人は、学術支援センター医科学研究支援部門長をもって充てる。
- 3 第1項第1号の委員（前項の委員を除く。）及び第1項第2号の委員は、学術支援センター医科学研究支援部門長の推薦により、学長が任命する。
- 4 第1項第3号の委員は、各学部の教員のうちから当該学部長の推薦により、学長が任命する。
- 5 第1項第4号及び第5号の委員は、委員会の議を経て委員長が推薦し、学長が任命する。
- 6 第1項第1号の委員（第2項の委員を除く。）及び第1項第2号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同項第1号の委員（第2項の委員を除く。）及び第1項第2号から第4号までの委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査には加わることができない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学術支援センター医科学研究支援部門長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、研究支援部研究支援課及び医学部研究協力課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、第3条の規定により最初に任命される委員は、この規程施行の際現に愛媛大学動物実験委員会委員である者をもって充て、第3条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、第3条第2項の規定により最初に任命される社会共創学部と同条第1項第3号の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和3年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月14日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年6月13日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第3条の規定により最初に任命される委員の任期は、同第6項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。